

## ①名称：京阪神地域木造高耐震住宅

### ②共通ルール(長期優良住宅)(下記要綱確認の上、採択後着工可能)

- ①長期優良住宅認定(必須)
- ②主要構造材(柱・梁・桁・土台)の50%以上を指定地域材材(JAS材)使用(必須)
- ③合法木材認証制度に適合した出荷証明書を提出(必須)
- ④構造躯体(プレカット)はNK工法を使用(必須)
- ⑤許容応力度計算による耐震等級「2」以上(基礎を含む)(必須)
- ⑥自立循環型住宅ガイドライン3.1章 自然風の利用と制御用気象データによる風設計の書類の提出
- ⑦JBN「木造住宅工事管理の実務」の現場管理の要点に沿った施工基準の整備を行う
- ⑧JBN「木造住宅工事管理の実務」に記載されている《木造住宅施工状況現場検査チェックシート》を活用する
- ⑨「JBN住まいの管理手帳」を使い住宅のお手入れの仕方を施主へ説明する
- ⑩見積書及び設計図書の作成及び施主への提出(必須)
- ⑪住宅履歴情報管理システム等の活用(必須)(JBNいえもりかると 25,000円/件)
- ⑫維持保全計画書の作成(必須)

※今回は賃貸住宅(法人)に対応

### ③共通ルール(認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)(下記要綱確認の上、採択後着工可能)

- ①上記「長期優良住宅共通ルール」の②～⑪
- ②長期優良住宅の認定は不要
- ③低炭素認定、性能向上計画認定 必須

### ④共通ルール(ゼロエネ住宅【4地域】【5地域】【6地域】)(申請後、着工許可が届いてから着工)

- ①上記「長期優良住宅共通ルール」の②～⑪
- ②ゼロエネ住宅を供給するのは新築・請負のみとする
- ③ゼロエネ住宅はエネルギー削減率を全体で【4地域】【5地域】【6地域】101.0%(R)以上とする 必須
- ④太陽光を除いた値を【4地域】【5地域】【6地域】21.0%(R0)以上とする 必須
- ⑤発電出力を3.0kw以上とする 必須
- ⑥BELS認証 必須

### ⑤共通ルール(非住宅)

- ①許容応力度計算による耐震等級1以上とする
- ②主要構造材(柱・梁・桁・土台)の10%以上を指定地域材(JAS材)使用(必須)
- ③主要構造材(柱・梁・桁・土台)の10%以上が指定地域材に満たない場合はタルキ・間柱・合板を代替の材積としてカウントする
- ④認定低炭素・CASBEE(B+ランク)・BELSのいずれかを条件とする

### ⑥その他

- ①長期優良型建築物・認定低炭素建築物までは賃貸住宅対応  
その他の低炭素住宅・優良建築物に関しては都度確認の上、申請するものとする  
各物件が補助対象として適合しているかどうかの最終判断は各工務店の責任において行って頂きます。  
事務局はあくまで事務的な処理の補助とさせていただきます。

### ⑦参加ルール

- ①会員 年会費 ¥42,000円(内訳 協議会年会費 ¥18,000円 JBN年会費 ¥24,000円)を
- ②グリーン化事業費用 ・補助金対象物件管理費 1件につき 長期優良住宅¥50,000  
1件につき ゼロエネ住宅¥60,000(暫定)  
1件につき 非住宅¥50,000(100㎡以下)  
1件につき 非住宅¥50/㎡(100㎡以上)

### ⑧配分ルール

- ①1社1棟を優先
- ②次に工事請負契約書がある会社様が優先
- ③次回追加応募集までに契約、着工の動きがない場合、一旦事務局に配当枠をご返却いただきます。
- ④施工事業者割当てし、残りの棟数は事務局預かりとし、預かり棟数については先着順とさせていただきます